

## 奈良県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和四年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	楠修保	葛城市薑一四一一
高木	好清	六九一二
岩本	和夫	一七六一二
高木	清隆	五五
谷原	一安	一〇二
吉川	寛	八五一二
森田	恭文	一五〇
宅	康次	六〇一二

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事	岩本	森田	葛城市薑六〇一二
倉本	和彦	恭文	一四五〇
高木	好清	一七六一二	一四一一
福西	吉川	高木	六九一二
三千春	寛	和夫	一二九
福西	吉川	谷原	一〇二
		一安	八五一二
			一六六